

令和6年 第3回
教育委員会定例会会議録

令和6年3月25日（月）

港区教育委員会

港区教育委員会会議録

第2632号
令和6年第3回定例会

日 時 令和6年3月25日（月） 午前10時00分 開会

場 所 港区役所7階 教育委員会室

「出席者」	教 育 長	浦 田 幹 男
	委 員	田 谷 克 裕
	委 員	寺 原 真希子
	委 員	中 村 博

「欠席委員」	委 員	山 内 慶 太
--------	-----	---------

「説明のため出席した事務局職員」	教 育 推 進 部 長	長谷川 浩 義
	学 校 教 育 部 長	吉 野 達 雄
	教 育 長 室 長	佐 藤 博 史
	学 務 課 長	鈴 木 健
	教育人事企画課長	村 松 弘 一

「書 記」	教 育 総 務 係 長	本 城 典 子
	教 育 総 務 係	小 宮 綾 雅

「議題等」

日程第1 審議事項

- 1 議案第36号 芝浦小学校及び芝浜小学校の通学区域見直しについて
- 2 議案第37号 港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について
- 3 議案第38号 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について
- 4 議案第39号 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について
- 5 議案第40号 港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

日程第2 報告事項

- 1 令和6年第1回港区議会定例会の質問について
- 2 令和6年度予算特別委員会の総括質問について
- 3 子どもの学習費に関するアンケート調査の実施について

- 4 後援名義等の2月使用承認について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の2月事業実績について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の4月事業予定について
- 8 図書館の2月分利用実績について
- 9 図書館・郷土歴史館の2月行事实績について
- 10 図書館・郷土歴史館の4月行事予定について
- 11 みなと科学館の2月利用状況について
- 12 4月教育人事企画課事業予定について

「開会」

○教育長 それでは、時間になりましたので、ただいまから令和6年第3回港区教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、山内委員から、所用により欠席とご連絡を頂いております。

(午前10時00分)

「会議録署名委員」

○教育長 日程に入ります。本日の署名委員は中村委員にお願いをいたします。よろしくお願いいたします。

「本日の運営」

○教育長 まず、本日の運営について、お諮りをいたします。

審議事項第2及び第3と第4及び第5については、内容に重複している部分がございますので、一括して説明を受けてから質疑応答を行い、1件ずつ採決することにしたと思いますが、ご異議はございませんでしょうか。

(異議なし)

○教育長 よろしいでしょうか。ご異議がないようですので、審議事項第2及び第3と第4及び第5については、港区教育委員会会議規則第14条第2項の規定に基づき、一括して説明を受けた後に質疑応答を行い、その後1件ずつ採決することといたします。

日程第1 審議事項

1 芝浦小学校及び芝浜小学校の通学区域見直しについて

○教育長 日程第1、審議事項に入ります。

審議事項第1、議案第36号「芝浦小学校及び芝浜小学校の通学区域見直しについて」説明をお願いいたします。

○学務課長 それでは、「芝浦小学校及び芝浜小学校の通学区域見直しについて」でございます。概要につきましては、本日付議案資料ナンバー1の2ページ目を御覧ください。芝浜小通学区域の児童数増加に伴いまして、両校の通学区域を見直すものでございます。

項番1、現在の通学区域を決定した経緯です。現在の通学域は芝浜小開校に向けまして、令和元年度に開校時点の就学予定年齢児童の居住分布等を考慮して、決定したものとなっております。

当時の区域設定の要点としましては、通学距離と学校規模を考慮し、広い道路や運河等、分かりやすい区域で区域を分けること。また、特に人口が集中する芝浦アイランド地域については、人口規模や住宅立地を考慮し、4棟の高層住宅のうち、北側3棟と南側1棟とで通学域を分けることとしてございました。

項番2「現状と課題」についてです。芝浦地域では、芝浜小の児童数増が大きく、下の表で御覧いただきますと、1年生児童数については芝浦小で132人、芝浜小では145人と逆転状況が生じており、芝浜小はこのまま児童数の増加が続くと、教室不足が想定されるところでございます。

項番3「現在の通学区域決定後の主な変化等」でございます。大きく2点ございます。一つは学級編制基準の改正です。法改正によりまして、それまで40人で1学級としていた2年生から6年生については、令和7年度までに段階的に35人学級へと移行することとなりました。これにより編成する学級数が増えまして、普通教室が追加で必要となっているところでございます。

2点目が、居住人口割合の変化です。あわせて別紙をおつけしておりますので、御覧いただけますでしょうか。カラー刷りのものになります。現在の通学区域の決定に当たっては、左の図にあります芝浜小開校時点の児童数を考慮し、設定されているところがございます。しかしながら、開校後遷移のとおり、芝浜小区域の居住割合が増加する状況となっております、右下の図にあります。現在の未就学児居住割合に至っては、芝浜小区域で56.5%、芝浦小区域で43.5%と、大幅な増加傾向が見られます。

資料、戻りまして項番4「今後の児童数・学級数の予測」でございます。港区の人口推計によると、区全体の就学年齢児童は、今後若干減少した後、再び増加に転じるとされておりますが、芝浦地域で小学校入学前児童人口を見ると、一定水準を維持した上での増加が見込まれています。そのため、通学区域を変更しない場合には、現在の児童居住割合を考慮すると、芝浜小の学級数は30学級を超える一方、芝浦小学校は30学級に達しない見込みとなります。

項番5「通学区域の見直し内容」です。地域の児童を両校で受け入れるため、普通教室に比較的余裕のある芝浦小の通学区域を拡大し、芝浜小通学区域を縮小する見直しをします。具体的には通学距離や居住割合等を考慮しまして、現在通学区域が分割されている芝浦アイランド地域について、全て芝浦小の通学区域とし、令和7年度入学者から適用いたします。

項番6「通学区域見直しに伴う経過措置」についてです。まず芝浜小への入学を希望する方への対応です。3点ございます。まず、いわゆる兄・姉優先ですが、見直し区域に居住し、見直し前から兄・姉が芝浜小学校に在籍している児童については、芝浜への入学を希望する場合、受け入れることといたします。また、兄・姉優先以外の見直し区域に居住する児童についても、見直しの初年度となる令和7年度入学者は、芝浜への入学を希望する場合、受け入れることとします。さらにそれら以外の見直し区域に居住する児童についても、令和8年度、9年度入学者については、芝浜を希望する場合、抽選順位を優先して、取り扱います。

次に、芝小学校入学希望への対応です。見直し区域に居住する児童は、芝小が隣接校ではなくなってしまうため、学校選択希望制による選択可能校から外れることとなりますが、見直し後の3年間までは、芝小の選択希望を可能といたします。

項番7「今後のスケジュール」です。本日ご承認いただきましたら、区民文教常任委員会への報告を経まして、丁寧に周知を進めまして、10月上旬からの学校選択希望票発送と新年度募集に向けた手続を進めてまいります。

雑駁ですが、説明は以上でございます。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

○寺原委員 ご説明ありがとうございます。この検討委員会で保護者や地域の代表者の意見を聞いて、考慮して決定したということが「決定経緯」として書いてあるのですが、この委員会での受止め意見がどのようなものだったかを共有いただいてもよろしいでしょうか。

○学務課長 今、手元にある資料が限られておって、私の記憶の範囲ですが、当時、開校時の検討委員会の中では、開校時の時点から芝浜小の人口が増えるのではないかという声はあったとは聞いております。あとは、アイランドの区域は、分割された形で現行の通学区域が設定されていますが、それを分けないでほしいというような声も、当時あったというように伺っております。

○寺原委員 ありがとうございます。今回のこの見直しについては、5月に保護者等に周知をするという予定になっていると思うのですが、その事前の段階で、保護者や地域の方にご意見をお伺いする機会とはあったのでしょうか。

○学務課長 今年の1月から芝浦、芝浜各PTAへの概要の説明であるとか、2月には芝浜小開校の時の検討委員会に携わっていただいたPTA・町会関係者の方々への説明会、またその後、芝浦アイランド自治会役員会を通じて、アイランド自治会内での情報提供などを行ってきたところでございます。

また、周知物をつくりまして、「現在学区域の見直しを検討しております」という内容の掲示物なのですが、アイランド内住宅でのチラシ掲出であるとか、芝浦地域での幼稚園、保育園等への掲出なども行ってきたところでございます。

なお、頂いたご意見としましては、主なものを触れさせていただきますと、お知らせについては十分な事前の期間がほしいということと、あとは当時、「検討しています」というお知らせの中では、経過措置で抽選順位を優先するということまでしかうたっておらなかったのですが、今回お諮りさせていただいたとおり、抽選順位の優先ではなくというご意見を踏まえて、令和7年度入学者については受け入れるというような変更を、意見を踏まえて行っているところでございます。

○寺原委員 よく分かりました。ありがとうございます。

○教育長 ほかはいかがでしょうか。

○田谷委員 今、ご意見を伺った中で、賛成以外のご意見はございましたか。

○学務課長 懸念を頂いているということですね。

○田谷委員 そうです。

○学務課長 お知らせから変更まで間もないということで、準備、例えば芝浜小を見込んで契約の更新をしている方などもいるであろうということも一定の配慮をしてほしいという話であるとか、あとは、経過措置でも織り込んでございますが、変更となる区域については、2、3年間はどちらの学校でも選択してほしいというような意見などを頂いてございます。これら、ご懸念を頂いてい

る声については、酌み取れるようなかたちで、今回、経過措置については修正させていただいて、本日お諮りさせていただいてございます。

○田谷委員 見直し処置というところで、兄・姉の問題とか、それから見直し後の３年間というところを織り込むような、概ねご理解は頂いているというふうに考えていいでしょうか。

○学務課長 現時点で伺っている範囲では、これで対応できるものと考えております。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

○中村委員 芝浦アイランド以外の芝浜小学校通学区域、だから今回変更したらまさに確定する、その通学区域から芝浦小に通っている生徒というのはどの程度いるのですか。もし分かるのだったら教えてください。

○学務課長 ちょっと今、精緻な数字がございませんので、後程。

○中村委員 分かりました。いることは、いるのですよね。そういう生徒。

○学務課長 もちろん。

○中村委員 いるのですよね。分かりました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。

よろしいですか。それでは、採決に入ります。議案第３６号について、原案どおり可決することにご異議はございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第３６号については原案どおり可決することに決定をいたしました。

２ 港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について

３ 港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、審議事項第２、議案第３７号「港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について」及び議案第３８号「港区幼稚園教育職員の勤勉手当に関する規則の一部を改正する規則について」一括して説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 それでは審議事項２、議案第３７号及び審議事項３、議案第３８号については、まとめて説明をさせていただきます。

まず、議案３７号「港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について」、資料ナンバー２－３を使って説明をさせていただきます。

本案は、令和６年度から会計年度任用講師へ勤勉手当を支給するため、港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正するものです。なお、会計年度任用職員についても同様に勤勉手当を支給するため、区長部局で規則を改正いたします。

初めに項番１「経緯」についてです。地方自治法改正により、会計年度任用講師を含めた会計年度任用職員に対して、令和６年度から勤勉手当を支給できることになりました。港区においても勤

勉強手当の支給に向けて、令和５年第４回の定例会で「港区会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例」の改正を行いました。

続いて項番２、「改正内容」についてです。条例の改正に合わせて、会計年度任用講師に勉強手当を支給できるように規則を改正します。なお令和６年度の支給月数は２．２５月となります。

次に項番３「施行期日」についてです。施行期日は令和６年４月１日といたします。

続きまして、議案第３８号「港区幼稚園教育職員の勉強手当に関する規則の一部を改正する規則について」、資料ナンバー３－３を使って、ご説明させていただきます。

初めに項番１「経緯」についてです。令和５年第４回区議会定例会において「港区幼稚園教育職員の給与に関する条例」が一部改正されました。その後、教育委員会において「港区幼稚園教育職員の勉強手当に関する規則」の一部改正を審議・決定いただきまして、勉強手当の支給月数を令和５年１２月に、令和５年度は上乘せして支給いたしました。

令和６年度以降は、年間の総支給月数は変わらず、引上げ分の月数を６月と１２月に均等に割り振りして支給するため、支給月数の改正を実施いたします。

改正後の支給月数は項番２「主な改正内容」の表のとおりとなります。管理職員は一番上のところ、６月１．３０月、１２月は１．３０月。合計は２．６０月で今年度と変わらず、６月と１２月の支給月数が同じということの変更でございます。

続きまして、項番３「施行期日」です。施行期日は令和６年４月１日といたします。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 それではただいまの説明に対して、まず、「港区会計年度任用講師の給与及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則について」ご質問、あるいはご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。次に「港区幼稚園教育職員の勉強手当に関する規則の一部を改正する規則について」ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、採決に入ります。議案第３７号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第３７号については原案どおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第３８号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第３８号については原案どおり可決することに決定いたしました。

４ 港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について

５ 港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について

○教育長 次に、議案第３９号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」及び議案第４０号「港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」一括して説明をお願いいたします。

○教育人事企画課長 それでは審議事項４、議案第３９号及び審議事項５、議案第４０号につきましてまとめてご説明させていただきます。

はじめに、議案第３９号「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則」と、議案第４０号「港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則」について、あわせて資料ナンバー４－３を使ってご説明させていただきます。

本案は、幼稚園教育職員と会計年度任用講師の夏季休暇の使用期間を拡大するため、規則の一部を改正するものです。なお、区の職員及び会計年度任用職員についても、同様に夏季休暇の使用期間を拡大するため、区長部局で規則を改正いたします。

はじめに、項番１「経緯」についてです。国家公務員においては、夏季休暇の使用可能期間を現行の「７月から９月まで」から「６月から１０月まで」に拡大されました。幼稚園教育職員及び会計年度任用講師においても同様に、夏季休暇の使用可能期間を拡大するため、規則改正を行います。なお、国家公務員においては７月から９月までが業務の繁忙期であり、夏季休暇の全部、または一部を使用することが困難であると認められる職員が対象ですが、区においては、より柔軟な働き方ができるよう、全ての幼稚園教育職員及び会計年度任用講師を対象といたします。

次に、項番２「改正内容」についてです。表にあるとおり、規則の夏季休暇の期間を「７月１日から９月３０日まで」を「６月１日から１０月３１日まで」に変更いたします。

続きまして、項番３「施行期日」についてです。施行期日は令和６年４月１日です。

説明は以上です。よろしくご審議の上、ご決定くださいますようお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、まず「港区幼稚園教育職員の勤務時間、休日、休暇等に関する条例施行規則の一部を改正する規則について」ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。次に「港区会計年度任用講師の勤務時間、休日、休暇等に関する規則の一部を改正する規則について」ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、採決に入ります。議案第３９号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第３９号については原案どおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第４０号について、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○教育長 ご異議がないようですので、議案第40号については原案どおり可決することに決定いたしました。

日程第2 報告事項

1 令和6年第1回港区議会定例会の質問について

○教育長 次に日程第2、報告事項に入ります。報告事項の第1「令和6年第1回港区議会定例会の質問について」、ご説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは報告資料1を御覧ください。去る2月15日、16日、「令和6年第1回港区議会定例会」におきまして、代表質問、一般質問、教育長答弁がございました。

まず3ページを御覧いただきたいと思います。（3）学校給食についての質問でございます。質問の要旨ですが、物価高の影響は学校給食にも及んでいて、現在の給食費の価格では満足な献立をつくるのが困難な状況であると聞く。子どもたちに十分な栄養バランスを保持した給食を提供できるよう、責任を持って対応していただきたいが、どのようにしていくかを伺う、ということです。

教育長の答弁です。区はこれまで、学校給食用食材料費について、物価高騰や給食の質の向上に対応するため、1食当たりの基準額に予算を上乗せしてまいりました。来年度はさらに増額し、約70円から100円の上乗せを予定しております。具体例としては、小学校3・4年生の1食当たりの基準額が258円のところ、335円に、また、中学生では1食当たりの基準額が324円のところ、424円へと予算を増額しております。引き続き、物価高騰状況を注視し、給食食材の確実な購入に努めていくとともに、適切な栄養バランスを備え、十分な食育効果を期待できる、より質の高い学校給食を提供してまいります。

もう一問、ご紹介いたします。8ページを御覧ください。一般質問です。教育・文化・スポーツについて、また、伝統文化に関する部活動の推進について、という質問になります。質問の要旨です。伝統文化に関する地域部活動の設置を区立小・中学校において推進することについて、教育長の見解を問う、というものです。

教育長の答弁です。現在、各中学校では、茶道部、華道部、書道部などを設置し、自国の文化を大切にする心情を育てております。また、六本木中学校の茶道部、港南中学校のなぎなた部を地域部活動としており、在籍校にこれらの部活動がない他校の生徒も参加し、活動しております。引き続き、教育委員会は、生徒の希望や意見を聞くとともに、保護者の意見や地域の実態に応じた伝統文化に関する部活動の設置について、各学校に促してまいります。

そのほかございますが、御覧いただきたいと思います。説明は以上です。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。

2 令和6年度予算特別委員会の総括質問について

○教育長 それでは、次に報告事項の第2「令和6年度予算特別委員会の総括質問について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは報告資料2を御覧ください。3月11日に、予算特別委員会総括質問がありました。5名の委員から14問の質問が出ております。教育長の答弁でございます。

2ページを御覧ください。子どもの学習費調査についての質問です。質問の要旨です。「子どもの学習費調査」は、私立・インターナショナルスクールに通う学齢児童・生徒の相当なサンプル数が見込め、より港区の実態を把握するに値する非常に興味深いものになると思います。改めて、「子どもの学習費調査」の意義と狙いを教えてください、という質問です。

教育長の答弁です。子どもの学習費調査では、私立学校やインターナショナルスクールに通う児童・生徒の割合が高いという区の特性を踏まえ、区立学校と私立学校等に通う児童・生徒、それぞれに約3,500人のサンプルを抽出し、調査することで、港区全体とともに、学校の種別ごとの教育費負担を的確に把握してまいります。また、文部科学省が実施する全国を対象とした「子供の学習費調査」の項目と整合性を図ることで、全国と港区を比較し、港区の教育費負担の特徴や傾向をつかむことができると考えております。この調査により、義務教育期間の子どもの教育費負担の実情を網羅的に把握・分析し、今後の教育施策に生かしてまいります。

もう一問、ご紹介いたします。3ページを御覧ください。丸山たかのり委員の1番「不登校対策の今後について」になります。質問の要旨です。不登校については、不登校の状態にある児童・生徒が長期化しないことも重要ですが、それ以上に新たな不登校の状態をつくり出さないことが肝要だと。今後、新たな不登校の状態をつくり出さないために、区としてどのような取組を行っていくのか、教育長の方針を問う、というものです。

教育長の答弁です。今年度、校内別室を設置した芝浦小学校、三田中学校、港南中学校では、不登校傾向にある児童・生徒が、教員や校内別室指導支援員、スクールカウンセラーから個々の状況に合った支援を受けたことで、安心感を持って過ごし、自分の学級に復帰できたという好事例の報告が上がっております。今後、教育委員会では、校内別室に加え、学びの多様化学校開設の準備、フリースクール等との連携強化、適応指導教室の一層の充実を進め、児童・生徒の実態に応じた不登校対策を推進してまいります。

あわせて、この予算特別委員会において、令和6年度の予算が確定しましたので、報告資料2-2でその内容についてご報告させていただきます。こちら、前回の教育委員会の方で内容につきましてはご報告したところもございますが、令和6年度の予算の特徴でございます。「アフターコロナに向けて、にぎわいとやさしさに満ちた港区へ力強く踏み出す予算」ということで、重点的に取り組む事項4項目があるというご紹介をしております。

「教育費の概要」ですが、教育費は民生費、総務費に次いで3番目に多い予算額となっており、11.7%の増となる積極予算となっております。

「新規・臨時・レベルアップ事業について」は、新規事業6事業、臨時（新規）事業4事業、臨時（継続）事業が15事業、レベルアップ事業が10事業となります。

別紙1のところには、歳出予算集計表としまして、前年度当初予算との比較を一覧化してございます。

また別紙2を用いて、各課一つずつくらいピックアップしてご紹介いたします。まず1番です。新規事業として、海外留学支援事業。教育長室の事業となります。区内の中高校生及び大学生が、海外留学に関する情報や海外の大学等への進学における奨学金の情報等を入手できるよう、セミナーを開催するものでございます。アンケートも同時に実施します。

3番を御覧ください。新規事業で、絵本貸出定期便。図書文化財課の事業となります。乳幼児のいる家庭に対し、年齢に応じた図書館の絵本3冊を毎月無償で家庭に届けるというものでございます。

9番になります。臨時（新規）の事業になります。2025東京開催世界陸上及びデフリンピック気運醸成事業。生涯学習スポーツ振興課の事業になります。こちら、令和7年9月の開催、及び11月に開催する大会に向けまして、区民の気運を高めるためにスポーツイベント等を実施するものでございます。

16番を御覧ください。臨時（継続）事業、学校提案事業。学務課の事業となります。区立幼稚園や区立小・中学校が、独自の発想で主体的に課題を解決できるよう、5事業を実施するものでございます。

19番になります。臨時（継続）事業。御田小学校改築です。これは学務課となります。御田小学校の老朽化及び児童数増加に対応するため、改築工事等を実施するものとなります。

2ページを御覧いただきます。別紙2の2ページになります。33番になります。レベルアップ事業です。会計年度任用職員とありますが、教育人事企画課の事業となります。こちら、担任業務を補佐するエデュケーション・アシスタントを配置するということで、学校運営の安定化を図るものでございます。

最後35番、レベルアップ事業。国際人育成事業。教育指導担当の事業になります。海外修学旅行の実施とともに、全ての区立幼稚園にネイティブティーチャーを派遣し、国際理解教育を推進するというものになります。

ポイントをつまんでお話ししましたが、参考資料とあわせて、改めて御覧いただきたいと思います。令和6年度の予算について、教育費について、以上となります。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。6年度は新規の事業がいくつかありますので、またその場面場面に応じて、内容について詳しく説明をさせていただければと思います。

3 子どもの学習費に関するアンケート調査の実施について

○教育長 それでは次に、報告事項の第3「子どもの学習費に関するアンケート調査の実施について」説明をお願いいたします。

○教育長室長 それでは報告資料3を御覧ください。「子どもの学習費に関するアンケート調査の実施について」となります。こちら「目的」ですが、私立学校等を含めまして、子どもの教育に関する経済的負担につきましても、学校教育に要する費用のほか、学校外の活動に要する費用まで多岐にわたるものでございます。港区の子どもにかかる教育費の負担の現状を網羅的に把握・分析し、今後の教育施策に生かしていくためのアンケート調査を実施いたします。

先程の教育長答弁につながっているものでございます。「対象者」ですが、区立小中学校に在籍する児童・生徒の保護者約3,500名。あわせて、私立小学校・中学校等に通う生徒の保護者約3,500人となります。オンラインの調査を実施いたします。

「調査期間」は、3月下旬から4月26日と、連休前までの1か月間を使って調査をします。今後のスケジュールですが、5月にその集計、分析。そして6月から支援策の検討をし、令和7年度の予算に向けた予算要求をしていくものでございます。

あわせて資料で、項目案を添付してございます。こちら、大きく「港区立学校に通う方向け」と「区立学校以外に通う方向け」と2種類になってございます。それぞれに聞くこととして、学校教育費について、教育費に対して感じることで、また学校外教育費に対して感じることで、その二つについて問うております。区立学校以外に通う方に向けては、区立学校ではなくて、現在通っている学校を選択した理由もあわせて聞いているところでございます。

また、めくっていただきますと、「参考」ということで、右側に全国平均額を載せておりますが、回答のイメージを取っていただくために、こちら、国の方で調査した平均額というものを公立・私立ということで小学校・中学校に分けることで、回答しやすくなる工夫をしております。

また、区立学校以外の設問に関しては、授業料ですとか施設整備費等など、校外活動費など、詳細に聞いて、基本的な事項などにつきましても情報を集めたいということでございます。こちら、各学年平均した人数を調査対象としておりまして、直近1年間の使った経費というもので調査をするものでございます。

説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○教育長 ただいまの説明に対して、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

- 4 後援名義等の2月使用承認について
- 5 生涯学習スポーツ振興課の2月事業実績について
- 6 生涯学習スポーツ振興課の各事業別利用状況について
- 7 生涯学習スポーツ振興課の4月事業予定について
- 8 図書館の2月分利用実績について
- 9 図書館・郷土歴史館の2月行事実績について
- 10 図書館・郷土歴史館の4月行事予定について
- 11 みなと科学館の2月利用状況について

12 4月教育人事企画課事業予定について

○教育長 それでは次に、報告事項の第4「後援名義等の2月使用承認について」から、報告事項の第12「4月教育人事企画課事業予定について」この9件の定例報告については、配布資料のとおりです。

それぞれ、各報告事項等について、ご質問等はございますでしょうか。

よろしいでしょうか。それでは、これらの報告事項は以上とさせていただきます。

本日予定をしている案件及び報告事項は全て終了しましたが、委員、または説明員の皆さんからその他、何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

○学務課長 すいません。先程、議案第36号に関連して、中村委員からご質問がありました件でございします。芝浜小から芝浦小への通学区域見直しに当たる見直し区域に居住していて、既に芝浦小学校に通学する児童の数でございしますが、12月時点の数字で104名。ちなみに新1年生については10名となっております。

○中村委員 大体、芝浦小に通う生徒の何割くらいですか。

○学務課長 芝浦小の生徒数自体が令和5年度は約920ですので、10%弱になります。

○中村委員 10%弱くらいですね。10%をちょっと越えている。分かりました。

○教育長 ほかは、いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

「閉会」

○教育長 なければ、これもちまして、閉会といたします。

次回は、定例会を4月8日月曜日。午前中は入学式がありますので、午後を予定しておりますので、よろしくお願いいたします。それでは定例会を終了いたします。お疲れさまでした。

会議録署名人

港区教育委員会教育長

港区教育委員会委員